

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

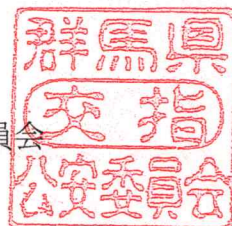
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8年 8月24日

群馬県公安委員会



弁明通知書番号	弁明通知書番号
第42-101-260714-008001号	第42-101-260715-008001号
第42-101-260715-008005号	第42-101-260719-012001号
第42-101-260720-012001号	第42-101-260721-012003号
第42-101-260721-012004号	第42-101-260721-012006号
第42-101-260722-001002号	第42-101-260722-001004号
第42-101-260723-001003号	第42-101-260723-012001号
第42-103-260704-022004号	第42-103-260708-022003号
第42-103-260719-017001号	第42-103-260721-017001号
第42-103-260721-017002号	第42-103-260721-017003号
第42-103-260721-017004号	第42-103-260721-022001号
第42-103-260721-022002号	第42-103-260721-022005号
第42-103-260721-022008号	第42-103-260722-022001号
第42-103-260722-022004号	第42-103-260723-005001号

別記様式第三の九（第七条の九関係）

[illegible]